

愛川町介護保険軽度者に係る指定(介護予防)福祉用具貸与の確認取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護認定要支援1及び2、要介護1の者(以下「軽度者」という。)に係る指定(介護予防)福祉用具貸与について愛川町(以下「保険者」という。)が確認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 軽度者で、以下の福祉用具の貸与を受けようとする者とする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 認知症老人徘徊感知機器
- (8) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

2 前項のほか、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の者について、以下の福祉用具の貸与を受けようとする者とする。

- (1) 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)

(判断基準)

第3条 前条に該当する者が、以下のいずれかに該当するかを審査し、福祉用具の貸与を受ける要否の判断をする。

- (1) 原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」に定める調査票のうち基本調査の直近の結果(以下「基本調査の結果」という。)を用い、別表1の定めるところに該当する者であること。
- (2) 別表1のア(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び別表1のオ(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業所(指定介護予防支援事業者)が該当すると判断した者であること。
- (3) 同条第1項第1号にかかわらず、以下のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている者であること。

ア 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、

頻繁に別表1による厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合。

(例:パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象など)

イ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表1による厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合。

(例:がん末期の急速な状態悪化など)

ウ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表1による厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合。

(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など)

(4) その他、サービス担当者会議にて軽度者の状態像や医師の医学的所見などから指定(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要があると介護支援専門員が認める場合。

(申請)

第4条 第3条第1項に該当する軽度者に係わる指定(介護予防)福祉用具貸与を受けようとする者、または居宅介護(予防)サービス計画作成者は、指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)を保険者に提出しなければならない。但し、利用開始希望日が閉庁日の場合、翌開庁日に保険者へ提出することでサービス利用開始希望日以前の提出と同じ扱いとする。

2 第3条第2項に該当する軽度者に係わる指定(介護予防)福祉用具貸与を受けようとする者、または居宅介護(予防)サービス計画作成者は、指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)に、サービス担当者会議の要点(第4表)を添えて保険者に提出しなければならない。

3 第3条第3項に該当する軽度者に係わる指定(介護予防)福祉用具貸与を受けようとする者、または居宅介護(予防)サービス計画作成者は、指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)に、居宅サービス計画(第1表及び第2表)または介護予防サービス支援計画書、サービス担当者会議の要点(第4表)を添えて保険者に提出しなければならない。

4 第3条第4項に該当する軽度者に係わる指定(介護予防)福祉用具貸与を受けようとする者、居宅介護(予防)サービス計画作成者は、指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)に、指定(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要があることが確認できる書類を添えて保険者に提出しなければならない。

(提出期限)

第5条 前条の申請について指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)は、利用開始希望日以前に保険者に提出しなければならないが、以下のいずれかに該当する場合、利用開始希望日より後の申請であっても、適当と認められる場合は、サービス担当者会議開催日以降の利用開始希望日を認めるものとする。

(1) 要介護認定を受けている場合、サービス担当者会議を開いた日から一カ月以内に以下の書類を提出しなければならない。

ア 指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)に、居宅サービス計画(第1表及び第2表)または介護予防サービス支援計画書、サービス担当者会議の要点(第4表)を添えて保険者に提出しなければならない。なお、第3条第4項に該当する場合は指定(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要があることが確認できる書類も添えて保険者に提出しなければならない。

(2) 介護認定新規申請者によるサービス暫定利用の場合、介護認定結果が出た日から一カ月以内に以下の書類を提出しなければならない。

イ 指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認申請書(第1号様式)に、暫定利用時の居宅サービス計画(第1表及び第2表)または介護予防サービス支援計画書、サービス担当者会議の要点(第4表)を添えて保険者に提出しなければならない。なお、第3条第4項に該当する場合は指定(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要があることが確認できる書類も添えて保険者に提出しなければならない。

2 軽度者に係わる指定(介護予防)福祉用具貸与の継続利用の場合、介護認定結果が出た後で再度申請を行うことにより、確認通知書の有効期間は介護認定有効期間以降の利用開始希望日からとする。

(確認通知等)

第6条 保険者は、第4条による申請があった場合、第3条に該当するかその内容を審査し、指定(介護予防)福祉用具貸与利用確認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項による確認通知書の有効期間は、当該被保険者の有する要介護認定の有効期間とする。

(指導)

第7条 未申請による指定(介護予防)福祉用具貸与を受けている者を発見した場合には、保険者は個別指導を行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年3月1日から施行する。